

新潟市告示第 556 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市江南区郷土資料館使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 2 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社 新潟ビルサービス
代表取締役 鈴木 英介
所在地 新潟市中央区上大川前通 9 番町 1268 番地 2

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市江南区郷土資料館使用料

施設の名称	所在地
新潟市江南区郷土資料館	新潟市江南区茅野山 3 丁目 1 番 14 号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 3 月 15 日

4 徴収事務を委託した日

令和 6 年 9 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで